平成３０年１１月

# 平成３１年度当初予算編成方針

## １．経済情勢と国の予算編成の動向

我が国の経済の現状は、内閣府の経済報告において「景気は緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしている。

こうした中、国の平成３１年度の予算編成については、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」で示された、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされている。

## ２．本市の財政状況

本市の財政は、平成２９年度一般会計決算において、実質収支が５億４，２００万円程の黒字決算となったものの、子育て施策の充実、高齢化の進展などに対応する社会保障施策に要する経費の増加や老朽化に伴う公共施設の大規模改修などが見込まれており、依然として厳しい財政環境におかれているのが現状である。

また、消費税率の引き上げに伴う歳出の増など、財政需要がますます増加することが考えられる反面、地方交付税等の一般財源については大幅な増加は期待できない状況であり、より一層堅実な財政運営の推進が必要となっている。

## ３．予算編成の基本方針

平成３１年度予算編成においては、厳しい財政状況の見通しにありながらも、第二次三沢市総合振興計画の基本理念「未来へつなぐ　心安らぐ　国際文化都市」の実現のため、１０の政策に基づき、更なる発展に向けたまちづくりを推進するための編成を行うものとする。

## ４．予算要求の基本的な考え方

（１）　歳入の見積もりにあたっては、過去の実績や平成３０年度の決算見込み、国の概算要求や制度の新設及び変更、経済動向等、特に先行きの不透明な部分については、あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積もりとならないよう、十分留意すること。特に多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

（２）　歳出の見積もりにあたっては、将来世代への持続可能な財政構造を確立することを目指して、全ての事業に聖域を設けず、市民の視点に立ちながら事業の抜本的な見直しの徹底、事業再構築の推進などを検討すること。

注）一般行政経費のうち、「物件費」（賃金、燃料費、修繕料、備品購入費、指定管理料及び平成３０年度で終了する事務事業等を除く）については、消費税率の引き上げを考慮し、平成３０年９月補正予算による年間予算見込額を予算枠とした枠配分額内で調整すること。

（３）　限られた財源の中で最大の事業効果を発揮するために、より効率的・効果的な事業展開が求められていることから、民間委託等を含めた各業務のコスト削減やサービスの質の向上について検討するとともに、事業内容の精査及び再構築など他部局等とも連携・協議し予算要求を行うこと。

（４）　平成３１年度も引き続き見直しの可能なものについては、その縮小・廃止等を含めて見直しすること。また、義務的経費等についても、定員管理の徹底も含め聖域を設けることなく、制度の根幹まで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ること。

（５）　市民生活の向上、福祉の充実、地域経済の発展のため、特に重点配分を図るべき施策及び事務事業がある場合は、事前に財政課と協議したうえで予算要求すること。

（６）　平成３１年度一般会計当初予算は、現行制度に基づき、見込み得る通年予算（年間予算）として編成するものとする。したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費や災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、原則として一般的な補正は行わないものとする。

（７）　特別会計及び企業会計については、一般会計と同一基調に立ち、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算を念頭におき、経営の効率化及び自己財源の確保を図ること。また、経常的経費の増加要因となることから、安易に一般会計からの繰入に依存せず、可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

（８）　障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、平成３１年度も引き続き、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、家庭福祉課と協議の上、予算要求すること。

（９）　消費税率の引き上げについては、軽減税率制度や経過措置等を考慮しながら、歳出において基本的に１０％で積算することとし、歳入においては、条例等を踏まえ検討すること。

（10）　予算編成過程において、国の政策、法改正、景気の変動等により、編成方針に見直しを加える場合においては、改めて通知する。

以上のことに十分留意し、「予算編成留意事項」に基づき、厳しく吟味した予算要求を行うよう通知する。

# 予　算　編　成　留　意　事　項

予算見積書（要求書）の作成にあたっては、第二次三沢市総合振興計画の事業分類により、従来通りの入力を行うものとする。

１．歳入に関する事項

（１）　市税については、経済見通し及び税制改正の動向を十分勘案し、確実な年間収入額を要求するとともに、さらなる徴収努力により収納率の向上を図り、税収の確保に努めること。

（２）　使用料及び手数料については、受益者負担の公平確保及びコスト意識の涵養を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

（３）　国庫支出金及び県支出金については、国・県において引き続き厳しい歳出抑制策がとられる見通しにあることから、国や県の予算編成の動向を踏まえ、市の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努め、確実性の高い見積額を計上すること。

（４）　財産収入については、引き続き遊休資産等の処分を検討し、売却処分が可能なものについては極力整理することとし、適正額を見積もること。

（５）　諸収入については、収入見込額を単純に前年度同額程度とすることなく、過去の実績及び社会経済情勢の推移等を勘案のうえ、積算根拠を明確にし、的確な収入見込みを見積もること。

（６）　広告料等その他の収入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

２．歳出に関する事項

（１）　人件費については、総務課において年間所要額を算定するものであること。

（２）　物件費のうち旅費については、適正な運用を図るため、需用費同様に細節管理とすることとし、要求については必要最小限のものとすること。またその他需用費などについては、既存の事務事業について徹底した見直しを行い、経費節約のため、可能な限り削減を図ること。

（３）　施設の適正な維持管理に努めるとともに、修繕費については、老朽の程度を勘案しながら、優先順位による年次計画を策定し、必要性・緊急性を十分検討のうえ、予算要求すること。

（４）　保守管理等の委託料については、業者見積額をそのまま計上するのではなく、点検回数や頻度等、仕様書の内容を再度見直し、十分精査・積算のうえで、経費の節減が図られるよう努めること。

（５）　扶助費については、国・県の施策に対応するものがほとんどであるが、法令の根拠及び対象人員等の実態を把握のうえ、積算すること。また、市単独事業については、その必要性を再確認し、扶助の範囲・程度について再検討すること。

（６）　負担金については、国または県が所管する上部外郭団体への支出が多くを占めているが、経費負担の在り方、効果等を精査したうえで必要最小限の負担にとどめることとし、加入を抜けても事業執行に影響がないと思われるものの、他市町村との関係を保つため、これまで負担を継続してきたものがある場合は、近隣市町村との連携を密にし、真に加入が必要かどうかを十分議論し脱退すべきものは脱退を位置づけるなど、引き続きゼロベースでの見直しにより、経費節減を図ること。

（７）　補助金については、引き続き慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費の精査など、ゼロベースからの見直しを行うこと。

（８）　備品購入については、用途、頻度等を検討し、事務の効率化が図られるもの以外は予算要求しないこと。

（９）　投資的経費については、関係機関との連携を密にしながら、的確な情報収集を行い、可能な限り国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、財政運営計画等に基づく事業を基本としたうえで予算要求すること。